

(2) 下肢不自由

ア 一下肢の機能障害

1) 「全廃」(3 級)とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの
- b 大腿骨又は脛骨の骨幹部偽関節のため患肢で立位を保持できないもの

2) 「著しい障害」(4 級)とは、歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うずくまる、膝をつく、座る等の下肢の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 1km 以上の歩行不能
 - b 30 分以上起立位を保つことのできないもの
 - c 通常の駅の階段の昇降が手すりにすがらねばできないもの
 - d 通常の腰掛けでは腰掛けることのできないもの
 - e 正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの
- 3) 「軽度の障害」(7 級)の具体的な例は次のとおりである。
- a 2km 以上の歩行不能
 - b 1 時間以上の起立位を保つことのできないもの
 - c 横座りはできるが正座及びあぐらのできないもの

イ 股関節の機能障害

1) 「全廃」(4 級)の具体的な例は次のとおりである。

- a 各方向の可動域(伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域)が 10 度以下のもの
- b 徒手筋力テストで 2 以下のもの

2) 「著しい障害」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。

- a 可動域 30 度以下のもの
- b 徒手筋力テストで 3 に相当するもの

3) 「軽度の障害」(7 級)の具体的な例は次のとおりである。

- a 小児の股関節脱臼で軽度の跛行を呈するもの
- b 関節可動域 90 度以下のもの
- c 徒手筋力テストで 4 に相当するもの

ウ 膝関節の機能障害

1) 「全廃」(4 級)の具体的な例は次のとおりである。

- a 関節可動域 10 度以下のもの
- b 徒手筋力テストで 2 以下のもの
- c 高度の動揺関節、高度の変形

2) 「著しい障害」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。

- a 関節可動域 30 度以下のもの
- b 徒手筋力テストで 3 に相当するもの

c 中等度の動揺関節

3)「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域 90 度以下のもの

b 徒手筋力テストで 4 に相当するもの

c 軽度の動揺関節

エ 足関節の機能障害

1)「全廃」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域 5 度以内のもの

b 徒手筋力テストで 2 以下のもの

c 高度の動揺関節、高度の変形

2)「著しい障害」(6級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域 10 度以内のもの

b 徒手筋力テストで 3 に相当するもの

c 中等度の動揺関節

3)「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域 30 度以内のもの

b 徒手筋力テストで 4 に相当するもの

c 軽度の動揺関節

オ 足指の機能障害

1)「全廃」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

下駄、草履をはくことのできないもの

2)「著しい障害」(両側の場合は 7 級)とは特別の工夫をしなければ下駄、草履をはくことのできないものをいう。

カ 下肢の短縮

計測の原則として前腸骨棘より内くるぶし下端までの距離を測る。

キ 切断

大腿又は下腿の切断の部位及び長さは実用長をもって計測する。従って、肢断端に骨の突出、瘢痕、拘縮、神経断端腫その他の障害があるときは、その障害の程度を考慮して、上位の等級に判定することもあり得る。

※切断の補足説明

指の切断について、母指については I P (指関節[備考上の指骨間関節])、他の指は P I P (近位指関節[備考上の第一指骨間関節]) 以上を欠くものをいう。

(D I P : [遠位指節間関節]は該当しない。)

(3) 体幹不自由

体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外